

福井県報

第 372 号
令和 7 年
10月21日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 公印の調整および廃止（410・情報公開・法制課）……………1
- 県統計調査の告示の一部を改正する告示（411・統計調査課）……………2
- 登録研修機関の登録（412・長寿福祉課）……………3
- 一般競争入札に参加する者に必要な資格の公示（413・公営企業課）……………3
- 福井県財務規則第203条第1項の規定に基づく指定金融機関等の指定の一部を改正する告示（414・審査指導課）……………5

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（エネルギー課）……………5
- 土地改良区の役員の退任（福井農林総合事務所）……………5
- 生産事業者の登録（県産材活用課）……………5
- 公共測量の終了（2件・土木管理課）……………6
- 公共測量の実施（同）……………7

教育委員会規則

- ※福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（11・高校教育課）……………8

選挙管理委員会告示

- 政治団体の届出事項の異動に係る届出（121）……………9
- 政治団体の解散の届出（122）……………9
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出（123）……………9

公立大学法人福井県立大学公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施……………11

告

示

福井県告示第410号

公印の調整および廃止をしたので、福井県公印規則（昭和33年福井県規則第52号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年10月21日

福井県知事 杉本 達治

調製した公印

使用開始年月日 令和7年11月1日

規 格 方2.1センチメートル

印 影 福井県障がい福祉・精神保健相談所長印



規 格 円型径1.8センチメートル

印 影 福井県障がい福祉・精神保健相談所出納員印



廃止した公印

廃止年月日 令和7年11月1日

規 格 方2.1センチメートル

印 影 福井県総合福祉相談所長印



規 格 円型径1.8センチメートル

印 影 福井県総合福祉相談所出納員印



規 格 方 2. 7センチメートル
印 影 福井県総合福祉相談所



福井県告示第411号

県統計調査の告示の一部を改正する告示を次のように定める。
令和7年10月21日
福井県知事 杉本 達治
県統計調査の告示の一部を改正する告示
県統計調査の告示（平成21年福井県告示第187号）の一部を次のように改正する。
表中

調査の名称および目的	調査対象の範囲	報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	報告を求める個人又は法人その他の団体	報告を求めるために用いる方法	報告を求める期間
企業における女性の活躍（活用）に関する調査 第4次福井県男女参画計画の策定を行うにあたり、企業における女性の活躍に関する取組状況を把握し、施策に反映するための基礎資料を得ることを目的に調査を実施	福井県全域 県内に本社がある企業および県外に本社がある支店	業種、従業員数および管理的立場にある従業員数、 <u>女性従業員の働き方、女性の活用</u> および登用に関する取組内容、離職理由やケアワーク（育児・介護）への取組状況 <u>12月1日</u>	2,000社	県一民間事業者一報告者 郵送調査	<u>不定期</u> （原則として5年） <u>12月1日～25日</u>

」を

調査の名称および目的	調査対象の範囲	報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	報告を求める個人又は法人その他の団体	報告を求めるために用いる方法	報告を求める期間
企業における女性の活躍に関する調査 第5次福井県男女参画計画の策定を行うにあたり、企業における女性の活躍に関する取組状況を把握し、施策に反映するため	福井県全域 県内に本社がある企業および県外に本社がある支店	業種、従業員および管理的立場にある従業員、 <u>女性の活躍および管理職登用</u> に関する取組内容、 <u>健康経営・ハラスメント対策</u> に関する取組状況、	2,000社	県一民間事業者一報告者 <u>郵送調査およびオンライン調査</u>	<u>その他</u> （原則として5年） <u>10月21日～11月14日</u>

の基礎資料を得ることを目的に調査を実施		その他、離職理由や各社 取組み内容 10月1日				」
に改める。						
附 則 この告示は、令和7年10月21日から施行する。						
福井県告示第412号 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第15条に規定する登録研修機関に登録したので、同法附則第24条第1項の規定により、次のとおり公示する。 令和7年10月21日 福井県知事 杉本 達治 1 事業所の名称 おおい町保健・医療・福祉総合施設 2 事業所の所在地 大飯郡おおい町本郷9-51-1 3 事業者の名称 公益社団法人地域医療振興協会 4 登録年月日 令和7年11月1日 5 喀痰吸引等研修の課程 第一号研修 第二号研修 6 登録研修機関登録番号 1813135						
福井県告示第413号 日野川地区水道用水供給事業No. 4膜ろ過装置更新工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。 令和7年10月21日 福井県知事 杉本 達治 1 一般競争入札に付する事項						

(1) 工事名 日野川地区水道用水供給事業 No. 4 膜ろ過装置更新工事 (2) 工事場所 福井県越前市大塩町 地係 (3) 工事概要 膜ろ過設備更新工事 膜ろ過設備（セラミック膜）1 系統 2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者 特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。 (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2 の建設業者（建設業法（昭和24 年法律第100 号。以下「法」という。）第2 条第3 項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、当該共同企業体のうち代表者以外の構成員については福井県内に主たる営業所（法第3 条第1 項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。 (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について機械器具設置工事の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14 年法律第154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11 年法律第225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。 イ 申請書を提出する時点において、法第3 条第1 項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3 条第3 項）または許可の取消し（法第29 条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3 年以上あること。 ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。 エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30 パーセント以上であること。 オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。 カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金	制度を有している者であること。 キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。 ク 法第26 条第1 項に規定する主任技術者または同条第2 項および第5 項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。 (3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を満たしている者であること。 ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。 イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。 3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続 特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。 (1) 提出書類 ア 申請書 イ 経営規模等総括表 ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27 条の27 および第27 条の29 第1 項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和7・8 年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。） エ 共同企業体協定書 オ 工事経歴書 カ 技術職員名簿 (2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等 ア 交付期間 令和7 年10 月21 日（火）から同年11 月6 日（木）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2 号）第1 条に規定する県の休日を除く。）の午前9 時から午後4 時まで イ 交付場所 福井県福井市大手3 丁目17 番1 号 福井県産業労働部公営企業課経営グループ
---	---

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送または持参もしくは電子情報処理組織を使用し提出するものとする。

エ 提出部数

1 部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてののみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあってはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第414号

福井県財務規則第203条第1項の規定に基づく指定金融機関等の指定（昭和59年福井県告示第276号）の一部を次のように改正し、令和7年10月25日から施行する。

令和7年10月21日

福井県知事 杉本 達治

収納代理金融機関の表中「イオ信用組合 | 同 |」を削る。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年10月21日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約に係る特定役務の名称および数量

県有施設LED照明リース業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県エネルギー環境部エネルギー課

福井県福井市大手3丁目17番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年8月1日

4 随意契約の相手方の名称および住所

大和リース株式会社

福井県福井市成和1丁目1007

5 随意契約に係る契約金額

976,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることにした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

足羽三ヶ土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年8月4日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年10月21日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 川江 豊 福井市脇三ヶ町45-1

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づく生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月21日

福井県知事 杉本 達治

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所の名称 および所在地
	氏 名	住 所	種 穂		苗 木		
			採取	精選	幼苗の 育成	幼苗以外の 苗木の育成	
368	稲葉 正江	福井市中央1丁目 3－7			○	○	HAGUKUMU 丹生郡越前町織田7－ 1 3－1

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年10月2日に奥越土木事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年10月21日
福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
奥越土木事務所
- 2 作業の種類
公共測量（路線測量）
- 3 作業の期間
令和7年7月22日から令和7年9月30日まで
- 4 作業の地域
勝山市野向町横倉

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年10月1日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年10月21日
福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（航空写真測量、写真地図作成
航空レーザ測量、数値地形図データ作成
- 3 作業の期間
令和7年3月26日から令和7年7月31日まで
- 4 作業の地域

南条郡南越前町、敦賀市の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和7年10月1日に福井地方法務局より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年10月21日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井地方法務局
- 2 作業の種類
公共測量（法務局地図作成作業に伴う基準点測量）
- 3 作業の期間
令和7年10月14日から令和8年2月28日まで
- 4 作業の地域
福井県坂井市丸岡町石城戸町一丁目ほか地区内

教育委員会規則

福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年10月21日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第11号

福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福井県立学校の管理運営に関する規則（昭和46年福井県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第8条の2関係）		別表第2（第8条の2関係）	
連携型高等学校名	連携型中学校名	連携型高等学校名	連携型中学校名
福井県立金津高等学校	(略)	福井県立金津高等学校	(略)
福井県立勝山高等学校	勝山市立勝山中学校	福井県立丹生高等学校	(略)
福井県立丹生高等学校	(略)	福井県立美方高等学校	美浜町美浜中学校
福井県立美方高等学校	美浜町立美浜中学校		若狭町立三方中学校
	若狭町立三方中学校		(略)
	(略)		

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、別表第2福井県立美方高等学校の部美浜町美浜中学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第121号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年10月21日
福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和6年7月23日	全国林業政治連盟 福井県支部	坂東 秀夫	代表者	坂東 秀夫	関 孝治
			会計責任者	齊藤 清美	坂東 秀夫
令和6年10月27日	つじ英之後援会	辻 英之	主たる事務所の所在地	越前市国高2-44-2	小浜市谷田部41-3
令和6年12月1日	稲田朋美円山地区後援会	葭原 徹男	主たる事務所の所在地	福井市北四ツ居1-30-27	福井市北四ツ居1-34-19
			会計責任者	葭原 ヒロ子	原 博和
令和7年3月1日	稲田朋美殿下地区後援会	斉藤 一真	代表者	斉藤 一真	森田 真琴
			会計責任者	森木 栄一	斉藤 一真
令和7年3月31日	全国林業政治連盟 福井県支部	坂東 秀夫	主たる事務所の所在地	福井市合島町3-1	福井市江端町20-1
令和7年5月22日	福井亀山会	安土 忠義	主たる事務所の所在地	福井市中央2-7-19	福井市中央1-12-3
			会計責任者	反保 三郎	牛嶋 正一
令和7年6月2日	全日本不動産政治連盟福井県本部	西 和成	会計責任者	酒井 浩一	金井 美伸
令和7年9月1日	参政党福井県第2支部	村上 美紀	主たる事務所の所在地	小浜市西小川9-7	越前市村国3丁目10-22
			代表者	村上 美紀	河井 智啓

			会計責任者	山本 恵美子	村上 美紀
令和7年9月8日	松本てるみ後援会	田中 憲男	主たる事務所の所在地	越前市千福町441	越前市東千福町21-35
令和7年9月15日	参政党福井県支部連合会	橋本 達也	主たる事務所の所在地	福井市板垣3-1619	福井市田原2-33-2
			代表者	橋本 達也	藤本 一希

福井県選挙管理委員会告示第122号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年10月21日
福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和6年12月31日	三屋ちかい後援会	三屋 智戒
令和7年3月31日	稲田朋美酒生地区後援会	荒川 逸雄

福井県選挙管理委員会告示第123号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年10月21日
福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

異 動 年月日	資金管理団体 の届出をした 者の氏名	資金管理団体 の 名 称	異動事項	異 動 内 容	
				新	旧
令和6年 10月27日	辻 英之	つじ英之後援会	主たる事務所 の所在地	越前市国高2－ 4 4－2	小浜市谷田部4 1－3

公立大学法人福井県立大学公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月21日

公立大学法人福井県立大学

理事長 窪田 裕行

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称および数量

勝山キャンパスオフィス家具等 一式

(2) 契約内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和8年3月25日

(4) 納入場所

福井県勝山市村岡町五本寺17-15

公立大学法人福井県立大学

勝山キャンパス

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第4条に基づき定める競争入札参加の資格を有し、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則第5条に基づく審査による認定を受けた者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等は、本学ホームページで公開する。

(2) この入札に関する問合せ先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学 財務課

電話 0776-61-6000

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期限

令和7年11月18日（火）16時

(2) 提出方法

持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。

(3) 提出先

3(2)と同様とする。

5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時

(1) 入札書の提出方法

持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。

(2) 入札および開札の場所ならびに日時

ア 場所

公立大学法人福井県立大学

本部棟3階小会議室

イ 日時

令和7年12月1日（月）9時

6 入札方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その

端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(2) 入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Office furniture set for Katsuyama Campus, a complete set

(2) Date and time of bidding:

9:00A.M.1st of December 2025

(3) Delivery period:

March 25, 2026

(4) Contact point for the notice:

Finance Division, Fukui Prefectural University, 4-1-1, Matsuokakenjoujima, Eiheiji town, Yoshida county, Fukui prefecture, 910-1195 Japan TEL 0776-61-6000